

2-4 研究所の運営

分子科学研究所は、全国の大学共同利用機関としての機能をもつと同時に独自の研究・教育のシステムを有している。この項では、これらに関する研究所運営の組織とそれぞれの機能について説明する。

2-4-1 運営顧問会議

法人組織となって、法律上は分子科学研究所の属する自然科学研究機構にだけ研究と教育に関する（教育研究）評議会（機構外委員，機構内委員，約半数ずつ）が置かれるようになった。また、機構の経営に関する（経営）協議会（機構外委員，機構内委員，約半数ずつ）も機構に置かれるようになった。その影響で、法人化前に法律上、各研究所に置かれていた評議員会（所外委員のみから構成）や運営協議員会（所外委員，所内委員，約半数ずつ）は消滅した。各研究所では内部組織について法律上の規定はなく、独自の判断での設置が可能であるが、それらの内部組織はすべて所長の諮問組織でしかない。法人化前、研究所に置かれていた評議員会の主な機能は、①所長選考，②事業計画その他の管理運営に関する重要事項の検討，であったが、法人化後はこれらは基本的には機構長・役員会が評議会・協議会に諮る事項になってしまった。

自然科学研究機構では創設準備の段階から各研究所の自律性を保つことを基本原則として、機構憲章を作成した。その精神に基づき、上記①，②の機能は法律上の組織だけに任せるのではなく、各研究所別に適切な内部組織を置くことになった。ただし、機能①については、所長の諮問組織で審議するのは不適当なため、形式的には機構長の諮問組織的な位置付けで、その都度、各研究所別に大学共同利用機関長選考委員会を設置することにした。その委員には評議会・協議会の各機構外委員を含めることになっている。一方、機能②については必要に応じて各研究所で適当な内部組織（所長の諮問組織）を構成することになった。その結果、分子科学研究所では運営顧問制度を発足させた。現在、機構の評議会・協議会から分子科学研究所に関わりを持つ機構外委員各2名に運営顧問をお願いしている。また、外国人評議員に代わる外国人運営顧問も引き続き2名をお願いしている。

運営顧問（任期 2004.4-2006.3）

加 藤 伸 一	豊田中央研究所代表取締役
小 間 篤	高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所長
土 屋 莊 次	城西大学招聘教授，東京大学名誉教授
益 田 隆 司	電気通信大学長

外国人運営顧問（任期 2003.4-2005.3）

FLEMING, Graham R.	米国カリフォルニア大学バークレー校教授
JORTNER, Joshua	イスラエルテルアビブ大学教授

2-4-2 運営会議

運営顧問の項で説明したように、法人化後は各研究所に置かれていた運営協議員会は消滅した。そのため、各研究所に運営会議なるものを内部組織（所長の諮問組織）として設置することになった。委員構成は以前と同じで、所外委員10名，所内委員11名の合計21名の組織である。学会等連絡会議で所外委員候補を決めるプロセスも全く同じである。分子科学研究所では教授会議も堅持しており、運営会議は教授会議と連携をとりながら法人化前と同じ方式に従って所長候補，研究者人事，共同研究について審議，検討することになっている。つまり、運営会議側では以前と同様，人事選考部会（運営会議委員の中で所外5名，所内5名から成る）で人事について審議し，共同研究専門委員会が共

同研究について審議する。所長候補検討も同様に運営会議で行われる予定である（大学共同利用機関長選考委員会から依頼を受けて）。

運営会議委員（任期 2004.4-2006.3）

阿久津 秀 雄	大阪大学たんばく質研究所所長
阿波賀 邦 夫	名古屋大学大学院理学研究科教授
太 田 信 廣	北海道大学電子科学研究所教授
加 藤 隆 子	核融合科学研究所教授
榑 茂 好	京都大学大学院工学研究科教授
田 中 健一郎	広島大学大学院理学研究科教授
寺 嶋 正 秀	京都大学大学院理学研究科教授
西 川 恵 子	千葉大学大学院自然科学研究科教授
藤 田 誠	東京大学大学院工学系研究科教授
前 川 禎 通	東北大学金属材料研究所教授
宇理須 恆 雄	極端紫外光科学研究系教授
小 川 琢 治	分子スケールナノサイエンスセンター教授
北 川 禎 三	岡崎統合バイオサイエンスセンター教授
小 杉 信 博	極端紫外光科学研究系教授
小 林 速 男	分子集団研究系教授
田 中 晃 二	錯体化学実験施設教授
永 瀬 茂	理論分子科学研究系教授
西 信 之	電子構造研究系教授
平 田 文 男	理論分子科学研究系教授
松 本 吉 泰	分子スケールナノサイエンスセンター教授
薬 師 久 彌	分子集団研究系教授

2-4-3 人事選考部会

人事選考部会は運営会議のもとに設置され、研究教育職員候補者の選考に関する事項の調査審議を行う。委員は運営会議の所内委員5名と所外委員5名の計10名によって構成され、委員の任期は2年である。平成12年度より、人事が分子科学の周辺に広く及びかつ深い専門性を伴いつつある現状に対応し、人事選考部会は必要に応じて構成員以外の者を専門委員として加えることが出来るようになった。また、岡崎統合バイオサイエンスセンター（分子研兼務）教授・助教授の人事選考については、同センターの特殊性に鑑み、独自の専門委員会制度を取り入れることとした。教授、助教授及び助手候補者の選考は全て人事選考部会において行われ、1名の最終候補者が部会長より所長に答申される。所長はオブザーバーとして会議に参加する。なお、助手候補者の選考においては、人事選考部会のもとに専門委員を含む5名の助手選考小委員会を設置する。同小委員会での選考の結果、その主査は最終候補者を部会長に答申し、部会長は人事選考部会に報告し審議を行う。

所長は、部会長から受けた答申結果を教授会議（後述）に報告し、了解を得る。

分子科学研究所における研究教育職員候補者は、“短期任用助手”の場合を除いて全て公募による応募者の中から選考される。教授又は助教授を任用する場合には、まず教授・助教授懇談会において当該研究分野及び募集方針の検討を行い、それに基づいて作成された公募文案を教授会議、人事選考部会で審議した後公募に付する。研究系でのいわゆる内部昇任は慣例として認められていない。ただし、技術職員又はIMSフェローから助手への任用、あるいは総研大生又はその卒業生から助手への任用は妨げていない。平成11年1月から平成16年3月までに採用された研究系の助手（平成15年4月以降研究系だけではなく、施設に採用された助手にも適用された）には6年の任期が規定されてお

り、任期を越えて在職する場合は1年ごとに所長に申請してその再任許可の手続きを得なければならない。ただし、平成16年4月以降助手の任期制を見直し、分子研本来の制度に戻した。

人事選考部会委員（2004年度）

阿波賀 邦 夫（名大教授）	小 杉 信 博（分子研教授）
太 田 信 廣（北大教授）	田 中 晃 二（分子研教授）
榊 茂 好（京大教授）	永 瀬 茂（分子研教授）
田 中 健一郎（広大教授）	松 本 吉 泰（分子研教授）
寺 嶋 正 秀（京大教授）	薬 師 久 彌（分子研教授）

2-4-4 運営会議共同研究専門委員会

全国の大学等との共同利用研究は分子研の共同利用機関としての最も重要な機能の一つである。本委員会では、共同利用研究計画（課題研究、協力研究、招へい協力研究、研究会等）に関する事項等の調査を行う。半年毎（前、後期）に、申請された共同利用研究に対して、その採択及び予算について審議し、運営会議に提案する。また、UVSOR施設（極端紫外光研究施設）に関する共同利用研究については、別に専門委員会を設け、各研究者からの申請について審議し、運営委員会に提案する。

運営会議共同研究専門委員会の委員は、運営会議委員6名以内と運営会議の議を経て所長が委嘱する運営会議委員以外の者6名以内によって構成される。

運営会議共同研究専門委員会委員（2004年度）

伊 藤 翼（東北大名誉教授）	西 信 之（分子研教授）
阿久津 秀 雄（大阪大教授）	中 村 敏 和（分子研助教授）
富 宅 喜代一（神戸大教授）	見 附 孝一郎（分子研助教授）
宇理須 恆 雄（分子研教授）	米 満 賢 治（分子研助教授）
小 林 速 男（分子研教授）	高 橋 正 彦（分子研助教授）
田 中 晃 二（分子研教授）	

2-4-5 学会等連絡会議

所長の要請に基づき学会その他の学術団体等との連絡、共同研究専門委員各候補者等の推薦等に関することについて、検討し、意見を述べる。

学会等連絡会議構成員（2004年度）

市 川 行 和（宇宙研名誉教授）	平 尾 公 彦（東大院教授）
榎 敏 明（東工大院教授）	平 岡 賢 三（山梨大教授）
太 田 信 廣（北大教授）	山 内 薫（東大院教授）
小 林 昭 子（東大院教授）	山 下 晃 一（東大院教授）
高 塚 和 夫（東大院教授）	北 川 禎 三（統合バイオセ教授）
張 紀久夫（福井大非常勤講師）	小 林 速 男（分子研教授）
寺 嶋 正 秀（京大院教授）	西 信 之（分子研教授）
富 岡 秀 雄（三重大教授）	平 田 文 男（分子研教授）
永 田 敬（東大院教授）	見 附 孝一郎（分子研助教授）
西 川 恵 子（千葉大院教授）	

2-4-6 教授会議

分子科学研究所創設準備会議山下次郎座長の申し送り事項に基づいて、分子研に教授会議を置くことが定められている。同会議は分子研の専任・客員の教授・助教授で構成され、研究及び運営に関する事項について調査審議し、所長を補佐する。所長候補者の選出にあたっては、教授会議は独立に2名の候補者を選出し、運営会議に提案しその審議に委ねる。また、研究教育職員の任用に際しては人事選考部会からの報告結果を審議し、教授会議としての可否の投票を行う。

2-4-7 主幹・施設長会議

主幹・施設長会議は所長の私的機関であり、所長の諮問に応じて研究所の運営等の諸事項について審議し、所長を補佐する。そこでの審議事項の大半は教授会議に提案されそこでの審議に委ねる。主幹・施設長会議の構成員は各研究系の主幹及び研究施設の施設長で、所長が招集し、主催する。

2-4-8 大学院委員会

総合研究大学院大学の運営に関する諸事項、学生に関する諸事項等の調査審議を行い、その結果を大学院専攻委員会に提案し、その審議に委ねる。大学院委員会は各系及び錯体化学実験施設からの各1名の委員によって構成される。

2-4-9 特別共同利用研究員受入審査委員会

他大学大学院からの学生（従来大学院受託学生と呼ばれていたもの）の受入れ及び修了認定等に関する諸事項の調査、審議を行う。同委員会は、各系及び錯体化学実験施設からの各2名の委員によって構成される。

2-4-10 各種委員会等

上記以外に次表に示すような“各種の委員会”があり、研究所の諸活動、運営等に関するそれぞれの専門的事項が審議される。詳細は省略する。

(1) 分子科学研究所の各種委員会

会議の名称	設置の目的・審議事項	委員構成	設置根拠等	実施日
点検評価委員会	研究所の設置目的及び社会的使命を達成するため自ら点検及び評価を行い研究所の活性化を図る。	所長，研究総主幹，研究主幹，研究施設の長，本部研究連携室の研究教育職員，技術課長，他	点検評価規則	研究施設ごとに外部評価を実施
将来計画委員会	研究所の将来計画について検討する。	所長，研究総主幹，教授数名，助教授数名	委員会規則	なし
放射線安全委員会	放射線障害の防止に関する重要な事項，改善措置の勧告。	放射線取扱主任者，研究所の職員6 技術課長，他	放射線障害予防規則	2004.7.27
分子制御レーザー開発研究センター運営委員会	分子制御レーザー開発研究センターの管理運営に関する重要事項。共同研究の採択に関する調査。	センター長 センターの助教授 教授又は助教授3 職員以外の研究者若干	センター規則 委員会規則	2005.1.19
分子スケールナノサイエンスセンター運営委員会	分子スケールナノサイエンスセンターの管理運営に関する重要事項。共同研究の採択に関する調査。	センター長 センターの教授及び助教授 センター以外の分子研の教授又は助教授若干 職員以外の研究者若干		2004.7.28
極端紫外光研究施設運営委員会	研究施設の運営に関する重要事項。共同研究の採択に関する調査。	研究施設長 研究施設の教授及び助教授 教授又は助教授4 職員以外の研究者7	研究施設規則 委員会規則	2004.8.4 2005.2.
錯体化学実験施設運営委員会	実験施設の運営に関する重要事項。	実験施設長 施設の教授及び助教授 施設以外の教授又は助教授2 職員以外の研究者4	実験施設規則 委員会規則	なし
装置開発室運営委員会	装置開発室の運営に関する重要事項。	(原則) 各研究室から各1 当該施設から若干 他の施設から若干		2005.1.31
分子研安全衛生委員会	安全衛生管理に関する事項。	(原則) 各研究室から各1	安全衛生委員会規則	2004.11.1
図書委員会	購入図書の選定。他	施設から必要数		2004.10.15
広報委員会	Annual Review，分子研レターズ等の研究所出版物作成に関すること。研究所公式ホームページの管理運営。	関係研究者のうちから7		2004.12.2
情報ネットワーク管理運営専門委員会	情報ネットワークの維持，管理運営。	(原則) 各研究室から各1 施設から必要数		2004.5.13, 7.22, 9.15, 11.10

設置根拠の欄 分子科学研究所で定めた規則，略式で記載。記載なきは規定文なし。
表以外に，分子研コロキウム係，自衛消防隊組織がある。

(2) 岡崎3機関の各種委員会等

会議の名称	設置の目的・審議事項	分子研からの委員	設置根拠等	実施日
岡崎3機関研究所長会議	研究所相互に関連のある管理運営上の重要事項について審議するとともに円滑な協力関係を図る。	所長	所長会議運営規則	2004.4.21, 5.18, 6.15, 7.20, 9.28, 10.19, 11.16, 12.21
岡崎3機関職員福利厚生委員会	レクリエーションの計画及び実施に関すること、職員会館の運営に関すること。他	研究教育職員1 技術職員1	委員会規則	
岡崎情報ネットワーク管理運営委員会	情報ネットワークの管理運営に関する必要事項。	副所長又は研究総主幹、教授1 計算科学研究センター長	委員会規則	2004.3.11
岡崎情報ネットワーク管理運営委員会整備専門委員会	情報ネットワークの管理運営に関し、専門の事項を調査審議する。	教授1（運営委員） 助教授又は助手1（管理室員）	岡崎情報ネットワーク管理運営委員会規則第7条	
岡崎情報ネットワーク管理運営専門委員会	機構における情報ネットワークの日常の管理。 将来における情報ネットワークの整備、運用等について調査研究。	次長（技術担当） 教授1 技術職員1	同上	2004.3.17, 5.13, 7.22, 9.15, 11.10
岡崎3機関スペース・コラボレーション・システム事業委員会	事業計画、事業の運営方法に関すること。他	所長、教授1 情報ネットワーク管理室次長	委員会規則	なし
岡崎3機関スペース・コラボレーション・システム事業実施専門委員会	事業計画に関する事項等について調査。	事業委員会委員、研究教育職員1 情報ネットワーク管理室員	スペース・コラボレーション・システム事業委員会規則第6条 委員会要項	なし
岡崎共同利用研究者宿泊施設委員会	宿泊施設（ロッジ）の運営方針・運営費に関すること。	担当責任所長 教授1	委員会規則	2004.6.3
岡崎コンファレンスセンター運営委員会	センターの管理運営に関し必要な事項。	担当責任所長 教授1	センター規則第5条	2004.9.17
岡崎情報図書館運営委員会	情報図書館の運営に関する重要事項。	教授1 助教授1	情報図書館規則第4条 委員会規則	2005.2
岡崎3機関安全衛生委員会	岡崎3機関の安全衛生に関し必要な事項について。		安全衛生管理規則	2004.4.19, 5.18, 6.15, 7.20, 8.17, 9.28, 10.19, 11.16
防火対策委員会	防火管理に関する内部規定の制定改廃、防火施設及び設備の改善強化。防火教育、防火訓練の実施計画、防火思想の普及及び高揚。他	研究主幹1 技術課長 放射線取扱主任者 高圧ガス保安員及び作業責任者	委員会規則	なし
動物実験委員会	動物実験に関する指導及び監督。実験計画の審査。他	研究教育職員2 技術課長	動物実験に関する指針 委員会規則	2004.12.10 2005.3
岡崎統合バイオサイエンスセンター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は助教授2	センター規則	2004.6.30 2005.2.22

計算科学研究センター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は助教授 2	センター規則	2004.8.18 2005.3.1
動物実験センター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は助教授 2	センター規則	2004.6.17, 9.16
アイソトープ実験センター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は助教授 2 技術課長	センター規則	2004.7.7
セクシュアル・ハラスメント防止委員会	セクシュアル・ハラスメントの防止並びにその苦情の申出及び相談に対応するため。 セクシュアル・ハラスメントの防止等適切な実施を期すため。	所長が指名する者 2	委員会等に関する規則	2004.9.3
文部科学省共済組合自然科学研究機構支部岡崎 3 機関食堂運営委員会	営業種目, 営業時間。他	教授 1 技術課長	委員会規則	なし
岡崎南ロータリークラブとの交流委員会	岡崎南ロータリークラブが行う交流事業等に関する協議及び事業への協力	研究教育職員 1		2004.6.9, 8.17
アイソトープ実験センター明大寺地区実験施設放射線安全委員会	明大寺地区実験施設における放射線障害の防止に関し必要な事項を企画審議する。	教授 3 技術課長	センター明大寺地区実験施設放射線障害予防規則	2004.7.22
アイソトープ実験センター山手地区実験施設放射線安全委員会	山手地区実験施設における放射線障害の防止に関し必要な事項を企画審議する。	教授 3 技術課長	センター山手地区実験施設放射線障害予防規則	2004.7.22
機構の広報に関する打合せ会	機構の広報活動に関する検討を行う。	教授 1		なし
施設整備委員会	機構の山手地区及び明大寺地区の施設整備に関する事項の立案を行い, 所長会議に報告する。	教授 2	所長会議申合せ	持ち回り 会議に実施
自然科学研究機構岡崎情報公開委員会	「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」を円滑に実施するため。	所長又は研究総主幹 教授 1	委員会規則	2004.7.14, 8.26, 10. 13, 11.30
生命倫理審査委員会	機構におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究を, 倫理的配慮のもとに適正に推進するため。	教授又は助教授 2	委員会規則	2005.3.18

設置根拠の欄 岡崎 3 機関が定めた規則, 略式で記載。記載なきは規定文なし。